

新型インフルエンザ等対策審議会の経緯

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとはその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。多くの国民が免疫を獲得していないことから、全国的に急速にまん延し、大きな健康被害と、深刻な社会的経済的ダメージをもたらす可能性があります。

国は平成24年に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)を制定し、平成25年4月に施行しました。これは、新型インフルエンザの発生に備え、国、地方公共団体、事業者、国民等それぞれの責務を定めるとともに、国・県・市の行動計画の作成や対策本部の設置など、実施すべき内容が定められています。

参考:特措法

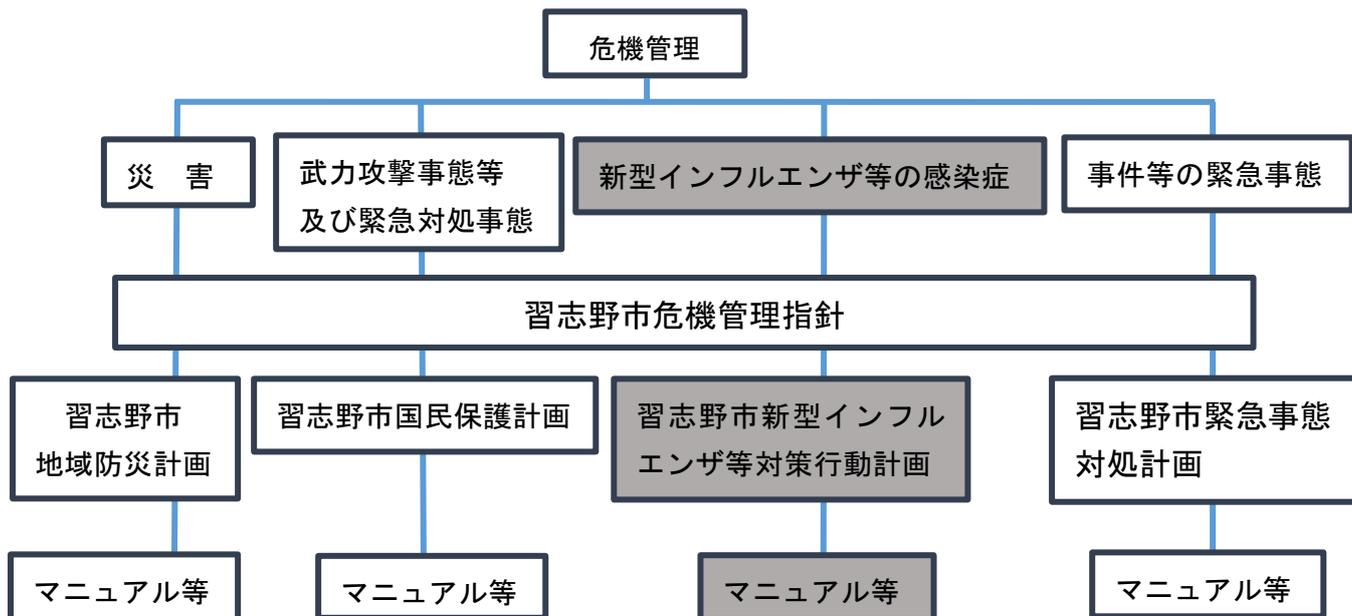
第6条 政府行動計画 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

第7条 都道府県行動計画 「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」

第8条 市町村行動計画 「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」

特措法第8条に基づき、習志野市においては、平成28年度に習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

この習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画は、習志野市危機管理指針における4つの危機のひとつとして位置づけられています。



習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画の主たる目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

本市の行動計画は、平成25年度～26年度にかけて当審議会に諮りながら、未発
生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の5段階に分けて、各段階に
おける対策を定め、平成28年4月に策定しました。

平成29年度には、行動計画に基づき、高齢者、障がい者など情報が届きにくい人
に対しても、わかりやすい内容で、正確かつできるだけ迅速に情報を伝え、市民自ら
が適切な行動をとれることを目的として、情報提供マニュアルを策定しました。

令和元年度から令和3年度まで、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、当審
議会は開催を中止しておりましたが、令和4年度から会議を再開し、本市行動計画に
基づく住民接種マニュアルの策定について、市長からの諮問を受けました。

当審議会においては、住民接種マニュアル案を作成し答申にむけ、ご審議いただ
きます。